

鹿児島県警による「捜査書類の速やかな破棄を促す文書」に抗議する声明

2024年6月20日

日本国民救援会

2024(令和6)年6月8日、鹿児島県警が、再審や国家賠償請求訴訟で利用されることを防ぐために捜査書類の「適宜」廃棄を促す文書(令和5年10月2日付「刑事企画課だより」。以下「本文書」という。)を作成し、県警本部や警察署内で配布していたことが、新聞報道で明らかにされた。6月11日の記者会見で、警察庁を管轄する松村祥史・国家公安委員長は、「(鹿児島県警が)執務資料として発出した」と、同事実を認める記者会見をおこなった。

本文書は、「適正捜査のさらなる推進について」と題して、「最近の再審請求等において、裁判所から警察に対する関係書類の提出命令により、送致していなかった書類等が露呈する事例が発生しています」としたうえで、検察に送致しなかった書類で「不要な書類は適宜廃棄する必要がある」と説明している。さらに、「再審や国賠請求等において、廃棄せずに保管していた捜査書類やその写しが組織的にプラスになることはありません!!」と強調し、「速やかに廃棄しましょう」と全署員に注意を呼びかける驚愕するような内容である。

国民救援会は、これまで再審冤罪事件の支援をおこなってきた。その多くの事件で警察、検察は被告人の有罪方向の証拠しか裁判に提出せず、被告人に有利な証拠を隠してきた。被告人・弁護人、支援者らが粘り強く証拠の開示を求めてたたく中で、やっと無実の証拠を開示させて雪冤を果たしている。このような事態をふまえ、国民救援会は、鹿児島県警による捜査書類の廃棄を促す文書配布に強く抗議する。

本来、警察は犯罪の捜査をしたときは、速やかに書類および証拠物とともに事件を検察官に送致することになっている(刑訴法246条)にもかかわらず、警察に都合が悪い証拠が検察にさえ送られずに冤罪を生み出す原因ともなっている。

最近の再審事件でも以下の事例が指摘できる。

- ①滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件では、再審公判の過程で滋賀県警により、事件直後の解剖医が事故死でなく、死因は「痰詰まり」の可能性を指摘していた「捜査報告書」が開示されて、再審公判での有罪主張を放棄せざる得なくなり、再審無罪判決となった。
- ②鹿児島・大崎事件の第3次請求審で、捜査を担当した鹿児島県警志布志警察署から、「未送致記録のネガフィルム18本」が見つかり、被害者の死因が事故死の可能性を示す新証拠として鹿児島地裁、福岡高裁宮崎支部の再審開始決定となった。

③滋賀・日野町事件の第2次再審請求審では、請求人の阪原弘さんの現場引き当て「捜査報告書」に添付された写真の未送致のネガフィルムが証拠開示されて、「捜査報告書」に添付された写真は捜査機関が都合にあわせて写真の入れ替えをしていたことなどが判明し、再審開始決定の有力な証拠となっている。

④静岡・袴田事件では、第2次再審請求審で袴田巖さんの取り調べ録音テープ（静岡県警清水署が未送致）が提出され、袴田さんへの自白強要などの違法な取り調べの実態が明らかにされ、9月26日の再審公判の判決日には、戦後5件目となる死刑再審無罪事件となることが期待されている。

上記の事件は、まだ当該の証拠が警察に保管されていたため、裁判所が開示の勧告、命令をしたことで救われた。しかし、今回明らかとなった本文書のとおり、警察の違法捜査を示す証拠や再審無罪の根拠となる資料を勝手に破棄されていたら、真実を究明することが出来なくなり、無実の者が救われなくなる。

このようなことが起こる原因は、警察が捜査で得た「公共の財産」である証拠の保管に関する法律が存在せず、警察の犯罪捜査規範や通達や内規に任されていることにある。

現在、再審における証拠開示を求める「再審法」改正が喫緊の課題となっているが、今回の本文書で明らかになったように捜査機関が自らの判断で自由に破棄できるなら、法改正が実現し証拠の開示規定ができて警察が勝手に証拠を破棄して無意味になる可能性がある。

国民救援会は、改めて今回の問題に強く抗議するとともに、警察にすべての捜査資料の送致、検察にはすべての資料の保管を義務づけて、冤罪を防止するためには被疑者、被告人、弁護人がこれらの証拠にアクセスできる権利を保障する法整備を求める。

以上